脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.13

**緊急事態時を含む脱施設化に関するガイドライン案**

**障害者権利委員会**

**オーストラリア政府からの提出書類**

**はじめに**

**オーストラリア政府は、障害者権利委員会が「緊急事態時を含む脱施設化に関するガイドライン（案）」を市民社会と共有したことに感謝する。我々は公開を歓迎し、その趣旨を支持する。**

**障害者権利条約作業部会（travaux préparatoires）は、権利としての施設生活を想定していないように見受けられる。したがって、障害者権利条約の第14条や第19条では、施設収容と脱施設化そのものについて言及されていない。差別をせず、差別撤廃の義務に合致する合法的な形態の、他とは区別した処遇や施設内居住もある、と我々は理解している。**

**我々は、このガイドラインが締約国に新たな法的義務を課すものではなく、むしろ脱施設化プロセスに関するガイダンスを提供するものであると認識している。**

**本ガイドラインの草案に対して意見を述べる機会を与えてくれた委員会に改めて感謝する。我々は、他の団体や個人からの寄稿を読み、最終版ガイドラインが発表されたときに、それを検討することを楽しみにしている。**

**緊急事態時を含む脱施設化に関するガイドライン案についての意見**

|  |  |
| --- | --- |
| **パラグラフ** | **修正提案** |
| **2** | このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックの以前およびその最中の、広くまん延した施設収容の状況を明らかにした、障害のある人の経験を参考にしている。その経験は、施設収容が権利と障害のある人の福祉に有害な影響を及ぼしうること、複数の障害のある人が経験した、施設内における化学的、機械的、身体的拘束を含む暴力、ネグレクト、虐待、不当な治療、拷問などを中心的に取り上げたものである。パンデミックは、多くの人権監視システムや独立したモニタリングを制限・停止させてこれらの現象を悪化させ、さらに、多くの人権監視システムや独立したモニタリングが制限あるいは停止された。理由：このパラグラフの意味を明確にするために修正を提案する。入所施設で暮らす「すべて」の人が有害な影響（暴力、ネグレクト、不当な扱い、拷問）を経験しているというのは事実ではないし、コロナ禍ですべての人権監視システムが停止されたということはない。 |
| **5** | 委員会は、施設収容のプロセスが条約に準拠していないと認識している。~~おらず、また、それが長期化しているケースもあることを認識している。~~**理由：****条約第19条(a)が徐々に実現していく権利であることを示唆しているという誤解を避けるために、文の後半を削除することを提案する。一般的意見第5号は、第19条(a)が「市民的及び政治的権利であるため直ちに適用可能」であることを明言した。** |
| **6** | 　施設収容は、障害のある人に対する差別に当たる（条約第5条）し、条約第12条の、障害のある人の~~事実上の~~法的能力を否定することになる。多くの場合、機能障害を理由とする恣意的な拘留であり、自由の剥奪であり、条約第14条に反する。障害のある人を鎮静剤、精神安定剤、気分安定剤などの向精神薬や、電気けいれん療法、転向療法による強制的な医療介入にさらすことになろうし、これは条約の第15条、16条、17条を侵害する。また障害のある人の自由意志に基づく~~事前の~~同意なしに薬物投与やその他の介入を受けることにもなるだろうし、条約第15条および第25条に違反する。理由パラグラフ2への我々のコメントと同様、意味を明確にするために修正を提案する。ここでは、施設収容すべてが強制的に差別となるわけではない。差別を構成しない合法な形態の、**他とは区別した処遇も**依然として存在する。このことは、条約第5条のような反差別の義務に調和する。加えて、施設収容が*必ずしも*法的能力の否定、医療介入の強要、薬物の投与につながるわけではないことを反映した表現に修正されるべきである。**我々は、言葉として「自由で、事前の、十分な情報に基づく同意」を原則的に支持するが、この表現は条約の第15条と第25条には規定されていない。我々は代わりに、条約で定義された「自由で十分な情報に基づく同意」とすることを提案する** |
| **14** | **施設収容は、障害という理由のみ、又は“介護”、治療”などの他の理由と組み合わせた、あらゆる形態の措置および拘留である。それは障害のある人が、条約第19条に基づく権利を侵害されたと感じる状態である。しかし、国の既存の人権義務に準拠する刑法のもとでの拘留は例外となる。****理由：****我々は、このパラグラフを修正し、措置と留置がすべての場面で条約の義務に強制的に反するものではないことを反映させることを提案する。これは、刑事司法制度との関係で特に重要である。ある人が犯罪で有罪になった場合、表現と公正さへの平等なアクセスが十分に提供されていれば、措置と拘留は条約の義務に反することはない。** |
| **36** | **すべての障害のある人は地域で生活する権利がある。施設を出る人を選考することは差別となる可能性がある。****理由：****入所施設からの退所者の選考過程が、すべて差別的であるわけではないことを明確にすることを提案する。場合によっては、他とは区別した処遇が必要なこともある。オーストラリアは、その基準が合理的かつ客観的であり、求められる目的・措置・効果との間に明確かつ合理的な釣り合いが取れた場合に他とは区別した処遇が許容されると指摘する。** |
| **39、一般的な意見** | **…多重の差別や交差する形態の差別、法律上・事実上の差別が、支援サービスの欠如というかたちで地域で起きるかもしれない…。****理由：****オーストラリアが立法府で長年使っている、国際的に認知されているフレーズは、「複数かつ交差する差別の形態」である。そのほうが、異なる差別の形態の複雑な関係、二重、三重、またはそれ以上の差別につながることをよりよく反映している。****一般的な意見として、すべて「多重差別」が使用されているカ所では、我々は「複数かつ交差する差別の形態」とすることを希望する。** |
| **50、一般的な意見** | **我々は、障害のある子どもに関する節の次に、障害のある高齢者に関する節を追加することを提案する。高齢者もガイドラインに関係する。** |
| **40、一般的な意見** | **締約国は、障害のある女性及び少女は、多重で交差する形態の差別(ジェンダーと障害を理由とする差別など)の対象であり、均一な特性の集団ではないことを認識すべきである。障害のある女性および少女は、他の者と比して、あらゆる形態の暴力、搾取および虐待に遭うリスクが容認できないほど高まる。また彼女たちは、施設収容中に性的およびジェンダーに基づく暴力、強制的な避妊や不妊手術などの有害な慣行に遭うリスクが高くなっている。彼女らは、障害のある男性よりも、また障害のない女性や少女よりも、法的能力の権利を否定されることが多い。それは、司法へのアクセス、選択、自分で管理することの否定につながる。[...]****理由：****「多重差別」は条約で使用されている表現であるが、オーストラリアはこの表現について、長年、立法府で使われている、国際的に認知された、「多重で交差する差別の形態」を提案する。****女性や少女はどちらも暴力のリスクが受け入れがたいほど高い。我々は、国際的に合意された、性的およびジェンダーに基づく暴力に抗する好事例を反映するような文言に修正することを提案する。** |
| **41** | 締約国は、脱施設化プロセスのすべての側面で（特に以下の場面で）交差性が確実に考慮されるようにしなければならない。* 施設閉鎖の構想、資金、実施およびモニタリング
* 包括的な地域支援の仕組みと包括的なメインストリームサービスの開発
* これらのプロセスを通じて、ジェンダーに応じた、年齢に応じたアプローチによる障害のある人の参加

**理由：****施設閉鎖と地域に根ざしたサービスへの移行は、追加的な資金が必要である。****我々の見解では、「性別に配慮した（gender-sensitive）」 は受動的な表現である。一方、「ジェンダーに応じた（gender-responsive）」とは、女性と少女の特有のニーズへの積極的な対応を意味する。** |
| **54** | **自立して生活し、地域に参加する権利は、すべての障害のある人（とくに施設で生活し又はまたは施設を出る女性や少女、性的・ジェンダーに基づく暴力を経験する人々）の司法へのアクセスの権利と密接な関係がある。[...]****理由：****我々は、国際的に合意された、性的およびジェンダーに基づく暴力に抗する好事例を反映するような文言に修正することを提案する。** |
| **73** | **締約国は、新しいニーズ評価ツールを開発する際に、医学的な基準に専ら依存すべきではない。また、医療専門家は、アセスメントに関わっている他の専門職よりも優勢または高い地位を付与されるべきではない。プロセスは、個人に合わせ、その人が自立して生活し、地域に溶け込むために必要となり得る支援の範囲を特定するものでなければならない。****理由：****医療の専門家は、支援ニーズの個別アセスメントを更新する際に使われる様々なツールに貢献している。彼らの医学的な基準には価値があるが、それは評価ツールを作成する際の唯一の、あるいは支配的な要因であってはならない。そのことをあらわす文言に修正することを提案する。** |
| **88** | **…脱施設化計画は、次のようなすべての人権の実現を保証する必要がある。****プライバシー、個人の移動、アクセシビリティ、医療、家族、雇用、住宅などの適切な生活水準、インクルーシブ教育、政治参加、~~住宅~~、社会的保護、文化的および地域生活への参加、余暇、レクリエーション。****理由：****条約第28条は、住宅を別個の権利としてではなく、適切な生活水準に対する権利の構成要素として捉えている。我々はこれを明確にするために、文言を修正することを提案する。** |
| **97** | **入所施設を出て行く人は、日常生活の可能性、人生経験、地域でうまくやっていける機会など、よりしっかりとした展望を実感する必要がある。****意見：****この文章が何を意味するのか定かではない。おそらく翻訳の問題だろう。委員会が意味を明確にするためにこの文章を修正することを提案する。** |
| **101** | **(…)医療サービスは、施設を出る障害のある人の選択、意志、好みを尊重しなければならない[...]」。****（訳注　英語の文法ミスに関する指摘で、意味は変わらない）** |
| **106** | **~~障害に基づく拘禁の禁止と、 法的能力の権利は~~法の前の承認の権利は、緊急事態時も制限されない。** **理由：****第12条1項にある、「権利の認知」は制限できないものであるということを認識するための修正を提案した****これらのガイドラインは、条約に記載されている他の諸権利の制限が容認できるかどうかをめぐる、進行中の議論を反映すべきである。例えば、一部の国や評論家は、第12条第2～5項（法的能力への権利の保障）は、緊急事態を含め、許容される範囲で制限される可能性があると述べている。** |

　　　　　　　　　　　　　　　（訳　2023年8月： 岡本 明、尾上裕亮、佐藤久夫 宮澤明音）